

(第一類 第二号)

衆議院第二十四回国会地方行政委員会議録第四十八号

卷之三

昭和三十一年五月二十三日(水曜)
午前十一時三十三分開議

卷之三

理事龜山 孝一君 理事山中 貞則君
理事吉田 重延君 理事北山 愛郎君

川崎末五郎君	綱綱	彌三君
徳田與吉郎君	灘尾	弘吉君
丹羽 兵助君	山崎	巖君
加賀田 進君	川村	継義君
五島 虎雄君		
出席政府委員		

總理府事務官(自
治厅行政部長)
小林與三次君
委員外の出席者
専門員 円地与四松君
本日の会議に付した案件
新市町村建設促進法案(内閣提出第
一三四号)(參議院送付)

○大矢委員長 これより会議を開き

新市町村建設促進法案を議題として質疑を行います。質疑の通告がありまして、順次これを許します。北山君。

○北山委員 町村合併につきまして以前から、いろいろ資料をお願いしておきましたが、きょう資料をいただきましたので、まずこれについてお伺いしたいと思います。

第一に合併町村の建設計画の問題であります。この建設計画については、

今いただいておる資料は昭和二十九年度及び三十年度、三十一年度というような三年の事業計画であります。初年度はたしか百八十億、三十年度が七百何十億、三十一年度がやはり約七百億くらい、こういうふうな状況であります。これが、現在までに合併した市町村から、それぞれ全部建設計画が内閣総理大臣に提出をされておるわけになります。これは年次別じゃなく、総額については一体どういうふうな数字になつておるか、お示し願いたいのです。

○小林(與)政府委員 これは今までの法施行前のものもみんな入れまして、要するに促進法のワクが一応かかるておる全体の町村の建設計画の総額は、三月三十一日までの資料の集計で三千八百八十五億でございます。

○北山委員 三千八百八十五億という膨大な設計画の集計でありますが、それは大体五カ年になつておるわけですけれども、各年次の事業費の計画はどうなつておりますか。それから産業経済、あるいは土木、あるいは水道といふような大体の種目別の内訳はどうなつておりますか。

○小林(與)政府委員 これは年次別のものを申しますと、このお配りしたものより、もう少し町村の数がふえていますから、数字は違いますが、三十一年度は八百十四億、三十一年度は七百二十三億、三十二年度は九百十億、三十三年度は五百五十八億、三十四年度は四百五十二億、三十五年度は三十二

億というものが数字の累計でございま
す。それから事業別の内訳は、役場関
係費、消防、土木、教育、社会及び労
働施設、保健衛生、産業經濟、財産費
という費目の分類になつております
が、ここにある資料は集計が入つてお
りませんので、集計してあとで申し上
げます。

○北山委員 それで今までの町村合併促進法では、この建設計画というものは合併の目標であり中核であるわけです。従ってこの建設計画というのは、単なる当該の合併市町村の自らの企

設計画といふよりは、この建設計画を中心にして合併をしておる合併の条件ともいふべき性格を持つておる。と同時に、それぞれ政府の方に個々の建設計画が提案になっておる。それからまた促進法では、この建設計画の実施のために、いろいろ財政的な措置をするということとも承わっておるわけです。

従つて現在の合併促進法の建前において、こういう三千八百八十何億という膨大な建設計画を、一体政府としてはどのように処理をするお考えであるか、それをお伺いしておきたい。
○小林(男)政府委員 今お話を通り建

設計画は、町村合併の目標と申しますが、理想と申しますか、これはほんとうの根源的なものでございまして、政府といたしましても、新町村が町村建設計画を実施するということにつきましては、二つ記載がござっております。

してはこの併進法は措げてあります通りの趣旨によつて、これの実施が円滑にいくように、それぞれの分野にお

いてできるだけ補助、援助、助成をしていくものと考へておるのでござります。それで各省におきましても、それの所管事務につきまして、合併町村を優先的に援助をいたしておるのが実情でございます。ただ國の方におきましても、國の予算に限度がござりますので、なかなか町村の言う通り百パーセントの需要を直ちに満たすことができませんが、予算の許す限度において新町村の育成をはかりたい、こういうので從来とも各省の御協力を願つてきておるわけでございます。

○北山委員　この三千八百八十五億の事業費の財源として計画に載つておるのは、國の補助、起債、それから自己財源、こういうふうなものになると思うのですが、その配分はどうなつておりますか。

○小林(興)政府委員　今の総額についての割合は、今数字を探させますから、後刻申し上げたいと思います。

○北山委員　とにかくそういうふうな建設計画の性格であるということは、促進法の趣旨においてはつきりしております。しかも自治庁としても、その実現のために努力をしておるという話でありますが、そうなれば、当然個々の事業についての國の補助なりあるいは起債のワク等において、ある程度具体的に現わされておらなければ、努力はしてもその結果が出てこないということになるわけです。これは当然なわけです。昭和二十八年に合併促進法が審議されましたときに、あれが成立する

際に、政府、大蔵省及び自治庁においては、明らかに合併関係のそういう事業費については、たとえば学校の建設の起債のワクであるとか、そういうものはプラス・アルファでやるんだ、一般的の起債のワク以外にプラス・アルファでいくんだ、それでなければ優先的にやるといつても、ほかの方を食い

込むことになるから、たしか愛知大蔵政務次官がはつきりと政府の責任において答弁をしておるのであります。ところがその結果が一体現われておるでしょ
うかどうぞ、もしも、

○小林(與)政府委員 この合併町村に対する補助金あるいは欠債の問題につきまして、別ワクと申しますか、そういうワクを作つてやつた方がいいじゃないかという御議論は、衆議院においてもいろいろあつたのでござります。われわれといたしましても參議院においてもいろいろあつたと思います。

しては、ワクを別にすることがかえつ
ていいのか悪いのか、ワクを別にすれ
ば、結局非合併町村に対するワクを別
に作ることになりますし、これでは合
併の促進という見地からいってかえつ
ていかがか。むしろそうでなしにすべ

ての補助費なりすべての起債なり、あ
るいはそういう経費というものを合併
町村に優先して流していく、こういう
基本的な態度で進むことが適当じやな
いか。こういう形で、今までではワクと
いうふうな考え方でござつた。これがい

いしものに考案されたのでございま
す。しかしながらこの合併町村の実際
の財政需要というものがありまして、

それそれ事業についての強い要望もありますので、その事業につきましては、国の財政の許す限り援助することにして、それは新町村を優先に扱う、こういう考え方で参つておるのでござります。自治庁といたしましても、これはそれぞれの事業費に対する補助でございますから、それぞれの各省事業所管庁において、その事業費を通じてこの運用をお願いをする。自治庁といたしましては、起債の配分は自治府の所管でございますので、起債につきましては合併の問題を特別に重要視いたしまして、また起債の問題は事実各省の補助金とも深い関連がありますので、そういう形でこれは運転いたしておりますのでござります。特に一般単独事業の起債は、もうほとんど合併町村というものを前提にいたしまして、その他のものにつきましては、継続事業費等のやむを得ぬものはまあやむを得ぬが、新しいその他のものは、新町村を中心と流そうという考え方で運用いたして参つておる次第でございます。

○北山委員 建設計画実施のための財源措置は、当初の促進法成立の際の政府の答弁は、そういう答弁じゃなかつたのです。やはりバス・アルファでいかなければ、ワクそのものを狭めた中で優先措置をするということになれば、他の方の合併しない町村にわざ寄せがいくんだ。そういうことを配して、当時の床次委員が質問した際に、そういうことが起らぬようにアルファでいくんだ。ワク外であるということは別といたしまして、とにかく起債のワクをふやすということではなくればならぬわけです。そうでなければ優先措置というものが言葉だけの

優先指置であつて、当然得るへからいたいものを、ただ合併町村であるから優先としたというような名目だけつけて、合併しなくとも当然そのくらいのワクをもらえるものを、そういうもつたいたいつけてもらうということにしかならぬ。そういう趣旨じゃなかつたはずです。ところが自治庁は、その後どちらかといえど、こういう起債の配分等については、これを府県の仕事にまかして、府県の中で操作をさせるといふうなふうに、責任を地方に転嫁をしてしまつた。だからやはり促進法の基本の第二十九条なり、そういうようないくつか設計画の実施について、政府としましては、一向熱意の見るべきものがない。こういうふうに判断せざるを得ないのですが、この点はどうでしようか。

みて、そして地方の住民はとにかくくら合併合併した方がいいのだというから合併をするというように、中央の指導について行つた、こういうのが全国的な傾向であろうと思います。ところがその後、現在の実情を一般的に見ますと、合併をした市町村の住民は、少くとも住民においては合併に失望している。税金が安くなるといったのが逆に高くなつてゐる。それから建設計画もずいぶんりっぱな建設計画を立てたが、一向実行してくれないというようになくなつてゐる。それから建設計画もむずい対して批判的になつてゐるというのが、すべて当初の夢が破れてしまつて、現在では大多数の住民は、合併においてこういう点を指摘されました。が、その一つの原因となつてゐるが、この建設計画です。一つの例を申し上げますが、私の方の郷里の江刺町といふのは、一つの郡が合併した、一町九カ村が合併をした変則的な町でありますて、これは市でもなければ村でもない、仕方がないから町といふ名前でおりますが、いわば郡みたいな格好の農村の町であります。これが今三つの地区で分町の運動があるわけであります。これは昨年の二月の十日に合併をしたのであります。その理由としては、建設計画を履行しないこと、が、重要な住民の分町の動機なんです。こういうところはほかにもたくさんあるうかと思うのですが、この実情について何うと同時に、一体合併そのものについて、私がお話を申し上げた、ような傾向が、全国的にあるのではないかというような点については、自治庁はどういうふうに見ているか、これ

○小林(異)政府委員 合併はしたけれども、これかどうかの批判、意見、これはあること、もわれわれ聞いております。事実建設計画ができましたけれども、これが〇〇%、それに近い形で実施しておらないのも事実でございます。それでわかれわれといたしまして、建設計画はございまして、それは、それなら全然実施されていないかといえば、そうでもないのですからまして、先ほどお配りいたしました資料をごらん願いましても、十分であります。二十九年度の事業を見ますと四七%、半分以下ですか、これは問題にならぬということでも言えると思うのであります。しかしながらこの合併計画は、何分にもそれまでの町村が合併を前提にして、それぞれの町村における問題を、いわばあらざい、さらけ出して、これを新市町村に練って、町村の財政力とかその他の勘案して、着実な実施計画を作つて、いるところもあれば、必ずしもそうでないところも正直申しましてあるのであります。この実施計画は当然実現しなくて、も合併した結果、思う通り仕事ができぬじゃないかということになれば、なお調整を要する部面のもの、これはあり得るのじゃないかとも思つてあります。これは率直にわれわれといえども認めるのでござります。しかしながらそれだからといって合併をして、

えらい事をしたという事になるから、いえ、それは合併をめぐる多少のいざごぎの問題があつて、分村の問題の議論声のあるのも、これはないわけじゃありません。しかし分村の場合の議論では、たいていはいわゆる境界変更をめぐる問題でございまして、合併したものが元のままに分れてしまえというのではなく、われわれの耳に入つておるところでは、たいていはいわゆる境界変更を例だと考えております。北山委員のおっしゃったような境界変更をめぐる問題は、これは事実相当ございます。おきましては、おおむね従来やつた合併の境界の再調整と申しますか、再編成が全国的に行われておるのでございまして、分村の問題がむしろ数からいって多いというのが実情でござります。それでござりますから、そういうものも逐次落ちつくところへ落ちついておる。しかしまだ現に問題がくすぶつて、大へん新聞をにぎわしておりますような遺憾な事例のあるのも事実でございます。そういうような問題も合理的に調節していく方便を考える必要がある。それからなおその建設計画にいたしましても、着実に、堅実に実施していく道を、もつと合理的に推進していく必要がある、こういうことを率直に考へておるわけでございまして、今度の新市町村建設促進法案は、そういう意図を中心いたしまして、これから合併後の新市町村の健全な育成発展に資したいという考え方で提案になつたものでござります。

判だということについては、どういうふうにお考へかと聞いておるのですが、これはわれわれが見聞する狭い範囲のみならず、町村合併に対する新聞、雑誌その他の収録したいいろいろな記事について見ても、単に合併がうまくいくておるという結論を出しておるものはないばかりでなくて、いろいろそこにはごたごたのニュースだけが伝わつておる。その報道機関のニュースばかりでなくて、私どもは現にそういういろいろなそれに適合するケースをまのあたりに見るのである。従つてどう考へても、われわれとしてはこの町村合併について今反省し、検討をしなければならないというのが当然の結論ではないかと思う。ですから全国的な町村合併に対する住民の不満あるいは失望という点については、一体自治厅はどう考へているか、お伺いしたい。

思うのでござります。しかしながら
れだからといって、それが当然に合
をめぐる紛議とか紛争とかいうも
と、必ずしも結びつく問題ではない
であります。でございますから、
行政廳といたしましても、合併市町村
そうした要望と申しますか、気持に
うような施策というものを、今後な
やつしていく必要があるとともに、と
かくも一つでも二つでもそうした不
な事態があるとすれば、その不幸な
態を早く調整いたしまして、円満に
まる方策も当然にこれは考えていか
くちやならぬ、そういう段階である
いうことは、これは率直に考えておる
わけでござります。

のそこの沿いに幸事網などある自のの合併をめぐる議論がござります。これは率直に私もそう考へております。全国の新市町村の市町村長さんの声を聞いて、議長さんの声を聞いたって、ことごとくそうでございます。これは私も認めます。ところがそれだからといって合併が全部こたごただとか、失敗だったとかいうことは、私は必ずしもならないということを実は申し上げたのでございまして、私はこれは新市町村当局、並びに住民が新市町村の建設計画がともかくもすみやかに実現できるように全部念願をしておる。このことは率直に認めるのでございまして、またそういう目的を達成せしめるように、あらゆる努力をすべきものであるということをも率直に認めておるのでござります。しかしながら要するにこの町村の建設計画

に対する要望というものは、いわば町村におけるすべての内政というか、國の施策に対する、少くとも内政部門にあらゆる面における需要は、ことごとく今国民全体が熱願しておる。これは内政上の問題でございまして、それをどう合理的に逐次実現していくかというところに、町村の悩みもあれば國の悩みもあるだろうと私は思います。そういう問題が合併によつて遡になつたか、そこになれたか、あるいはむしろ推進されたかというところに問題があるのでございまして、もちろん十分とは言えませんが、合併によって逐次推進されておる、その方向をもつと強くやるようになります。ちやいかぬという気持で、私は申し上げたのでござります。不幸にして自分の部落にすぐり道がつかぬから分村だというような今仰せられた事例は、それに類するようなことだらうと思いませんが、そういう例ももちろん絶無じやないと思いますが、それだからといって分村騒ぎになつておるようなところは、全体としてはきわめて少い事例だと思いますことを私は申し上げたのでございまして、そういうところでも合併後何もやつておらぬかといへば、仕事の経営に新町村としてできる限りの力を注いでおる。ただ遺憾ながら全部の需要を一度に充足することができない、そういう深刻な悩みに悩んでおるということを申し上げたのでございます。その悩みはできるだけ解決するようしなくちやいかぬというのがわれわれ

○北山委員 そういう気持だけを言わ
れてもしようがないのです。膨大な約束をして
設計画に対し、促進法が約束をして
いるようなことを、実際面においては
國の方の財政措置としては行われてお
らない。だから毎国会十分な措置をし
ろというような決議をあげておる。そ
のことを自治廳も認めておる。むろし
国会に対して決議をあげてくれとい
うて、委員会に頼んでいるくらいなので
す。だから現実には促進法に示されて
おるような、せっかく合併した町村が
描いておる建設計画を実現させるため
の措置というものは、気持はともか
く——小林さんの気持は疑いませんけ
れども、結果においてはちつとも実現
されていない。花だけ見せてだんごを
与えないのですから、これは不満が
起つてくるのは当然なのです。その事
実は認めるかというのです。自治廳は
一生懸命やっているのだから、その氣
持を買つてくれと、いうのじゃなく
て——そんなことは当然のことであり
ますが、実際に当初作つた一つの目
標、建設計画というものが、実現され
ないということに対する失望というも
のは大きいと思うのです。もしも建設
計画というものがなくて、合併がなく
て旧態依然としてあるならば、それは
またそれで悪い状態であつたけれども
黙つておつたかもしらぬ。しかしこう
ながら、これにおつぱいをやらないと
したことだから、そういう結果になつ
て、合併に対する不満、不公平が起きて

きているという事實を、自治庁は率直に認めなければならぬと私は思う。その点つづけておきましょう。

○小林(與)政府委員 今北山委員のおっしゃいましたような事実は、私も

率直に認めておるといふやうなことは

す。合併計画が十分に実現されておらず、これは事実。二つ、まことに、つれづれ

ねのに事実でございまして、われわれは一寸も早くできるだけ合理的に実現

させるようにせぬといかぬという考え方

を持つておらず、それが、だからといつてすぐにできるかと言われると、それ

は国全体の財政力なりの大きな制約がござります。しかしながらそのこと

ございます。しかしながら、それでいための要望をできるだけ充足させていく

方向にいくことを考えていかなくては

ならぬ、またそういう方向に政府全体ニシニシ、動いてござらぬ、本邦支の手

としても重くへきである。本年度の予算でも、もちろん十分ではございませ

んが、合併というものを前提にして、

従来のそれぞれの事業経営の中で、合

佛を優先的に扱うといひうたげでなし

不十分ですが、それぞれ各省とつてお

るのも、政府のそうした方面に対する

熱意の現われでござります。そういう事実を基礎にして、できるこ

事実を基礎にいたしまして、できなだけその問題を解決していきたいという

のが気持でございます。

○北山委員 小林さんが何と言われ
二つ、今三の地万歳二二九、一段事

たので、今年の地方債にして、一概事業費は三割くらい減っているという事

三一書院

す。あなたがいかに熱意があろうと、結果は地道のノット成つてゐる。

も、現実に地方債のワクが減っているのです。三割減ったのです、それが結

果としては現わってくるのです。しか

もそういう予算的措置あるいは財政的な措置を、町村合併につれてあるハは

五指歸

一般の地方団体の仕事をついて、施主として熱意が後退しておるということは、今一度お出しになつた新市町村建設促進法の中に現われておるのであります。第五条を見ると、結局建設計画の推進直しをやらせる、いわば縮小をしようということなのです。調整という言葉が重点になつておる。それから支所、出張所の統合なり、あるいは小中学校の統合なりそういうことをやらして、そこから財源を生み出して建設計画を作らねばならないが強くなつておる。だから政府は地方債などのワクを減らして、地方団体はもっぱら自前で自分の支所、出張所を廃止したり、あるいは首を切つたり、増税をしたり、そういうことで建設計画をやれるだけやれど、ややこしい分は調整をし、これが今度の建設促進法の主張じゃないですか。一つの柱ですよ、そうじゃないですか。

もあらざらい、先ほど北山委員もおっしゃいましたが、合併を考えておらなければ黙っておったであろう、思ひもつかなかつたであろう、言わなかつたであろうというような問題もありますからよけいな、寢た子を起して、この仕事をやりたいという事例がありまして多いのでござります。それできわめて多いのでござります。しかしながら合併を基礎にして、いろいろな問題を積極的に解決していくこと、という居民の強い建設の意欲の現われとも見ることができるわけでござります。そういう意味の建設の意欲というものを実現するためには、しかし何といいましても、おのずから市町村の財政にも限度があれば、府県、国の財政にも限度がある。その限度の中において、最も効率的に実現をはかっていくなくちやいかぬのであります。これもまた当然の次第だらうと思うのです。そういう意味で、着実なる建設計画といふものを必要な部面におきましては作りまして、着実な実施計画といふものを基礎にして、国並びに府県の援助というものを集中していくこうじやないかと、いう考え方立つておるのが、この建設計画の調整でございまして、計画そのものを縮小するとかいう考え方、われわれは持つております。その計画はあくまでも町村の経営の計画として立て、それをいかに実現していくか、それがためには堅実な第一次五年計画と申しますか、そういう形で着実に型づけをしていく方法を考えなくてはならぬというのは、これは基本的な考え方でございます。

○北山委員 とにかく國の方では起つておいて、こういう規定を設けておる、組織、運営の合理化に努め、これよつて経費の節減をはかつて、建設画による事業の財源を確保するようになります。そうすればならぬとか、あるいは、出張所の廢止、その他いわゆる合理化的規定が非常に強く出ておるのであります。そして一方では地方債のワクナ所、出張所の廢止、これはどう考へても、地方団体の責任においてやらせよう、こういうねらいであるということは認めにならざるを得ないのです。減らしているのですから、これはどう考へても、地方団体の責任において事業債が三割以上も減つておるであります。これは両方が——今國も財政の整理合がある、地方もそうだというような話であるならば、少くとも町村合併の話をさせて、これを促進し、助成をするという基本方針なんですから、国の方でもできるだけの財源措置をそこに計上する、しかしそれでは不十分だから、地方団体も一つ機構運営の合理化をやつて、そうしてこれをできるだけ事業の方に回せといふなら、まだ話はわかる。ところがそうではない。逆なんです。この町村合併のあと始末の責任を地方政府に転嫁している、そこに私け非常に不満があるのであります。が、この事実だけは小林さんといえども認めざるを得ないと思うのですが、どうですか。

その通りでござります。しかしながら、この起債のワクが減つたというお話をございますが、これは起債政策そのものを全体的にどう考えるかという大きな問題にもからんでおるわけでござりますが、われわれといたしましては、起債だけの問題でなしに、国全体の時代を、町村といふものの建設を中心進めたい、これは変わらない気持であり、またそういう方針でもあるわけでござります。そこで、まず国は抑えておいて、市町村に責任を転嫁するのだという考え方じやなしに、これは両々相待つていくべきだ、こういう考え方でござります。これはやはり自治体の経営でありますから、自治体自体が自主的にやる、それは基本的な意気込みと態勢がないちやいかぬ、そういうものと、国、府県の協力というものが相融和して、自治体の経営が進めらるべしといふことを基本的に考えておることは事実でございます。そういう考え方ではありますから、お前たちまず先にやっておれ、国はもう知らんぞといふ気持じやないのありますて、両々相待つて国への援助、指導というのも強化していく、こうという考え方でござります。

○北山委員 気持だけじゃどうにもならない。法律は気持だけでもいいかもしません。だから、今度の建設促進法案は、文句だけはりっぱにできておるし、なかなかいい文句が書いてあります。だけれども、この骨になつてしまふのはやはり五条以下で、地方団体の自主的な合理化によつて経常経費を節約して、それを事業に振り向けるという基本的な方向が新しく出てきた。しかも私がお尋ねしたいのは、これが実

行できるかどうかの問題なんです。それはなぜかといえば、合併市町村のものなる団体は残念ながら赤字団体なんです。その赤字団体は、再建計画を作つて、そうして今ここに書いてあるような組織、運営の合理化ということから生み出した経費は、赤字の補てんの方へ回つてしまうのです。事業の方へ回らないのです。建設計画である以上は、通常行うような事業以外に、さらにその地方の住民が不便を感じておるような、おくれておるいろいろの文化的な公共施設というものを、この際どんどん拡充していくということでもって、初めて建設計画なんで、それができないのです。こういうことを要求通りにやつて、そうして経費を節約しても、それは再建計画の方のいわゆる赤字の補てんの方へ回つてしまふということであれば、七年も八年もかけなくちゃならぬ。市町村は赤字の整理であつて、建設計画の方には回らない。だから、こういう合理化というものを二様に使おうとしておる。再建の方にも使い、建設計画の方にも回そうという非常に太い考えが自治庁にあると思う。そちらの関係は一体どう考えておるのでですか。再建計画とそういうものとの関連は……。

ましての赤字の整理対策は、これはもちろん考えていかなければなりません。しかしながらこの新市町村が再建計画を作る場合に、そんなら赤字の解消ばかりやつて建設計画を全部ゼロにしていいかというと、そういうことはないのでございまして、赤字を整理しながら建設計画で必要なものは逐次やっていく、こういう前提で建設、再建計画は通常立てられておるのであります。もちろんその意味で仕事の面がある程度の制約を受けることは当然でありますけれども、その範囲内においては再建計画の上においても建設計画の方でもそういうつもりで指導いたしておるわけでございます。ここに書いてありますけれども、その範囲内においては再建計画の上においても建設計画の方でもそういうつもりで指導いたしておるわけでございます。ここに書いてありますように、赤字の有無を問わず、それからまた簡単には合併の有無を問わず、それぞれ当然に考えるべき問題だらうと思います。ことわざ、それからまた簡単に書いてありますように、赤字の有無を問わず、それぞれ当然に考へるためには配慮すべき部面が多いのです。ありますし、不幸にして赤字のあるところはあるかもしませんが、そういうものとも全然関係なく、当然新市町村としてはそういうことを考えて、新市町村の基礎を固めていくのが私は当然の次第じゃないかと考えるのでござります。

節約をやるということと、それから建
設設計画の実施ということとは、団体に
ついては同じなんです。あなたの方は
観念上別に分けてある。ただ觀念で法
律を作つてもらつては困るのです。實
際に法律が実施された場合に、どのよ
うな効果——あるいはいい効果、悪い効
果を出すか、出きてくるか、こないか
ということは、実体とマッチしなけれ
ばならぬのです。ところが、ただ理屈
のつじつまが合つてゐるというよ
うなことだけでは、私どもは受け取れな
い。結局合併しても、大多数の赤字團
体においては、再建計画を立てるそ
際に公共事業等については二割五分
らいは平年よりも減らさなければなり
ませんから、そうすれば、当然これは
建設計画なんか実施できないですよ。
そういう結果になるじゃないですか。
しかも地方団体の事業というものは、
何も市町村合併で建設計画ができて初
めていろいろな学校とか道路の事業が
始まるのじゃなくて、合併がなくて
も、学校が古くなれば建てかえをしな
ければならぬし、またやつておつたわ
けです。悪ければ直さなければなら
ぬ、橋もかけなければならぬ。何も建
設計画ができて初めて始められた事業
ということでは、結果としては建設計画
ではないのです。だから、建設計画が
できなかつたものと程度あるいはそれ
以下にしかならないじゃないか。そ
ういうことは、結果としては建設計画
ではないのです。だから、建設計画が
点はそうじやないのですか。

うように仕事ができないということはない。これだけは合併の有無にかかわらず当然そういうことはあるわけでございまして、それが何を意味するかは、小林さんも認めてざるを得ないと思います。今のところは、赤字団体は確かに財政の基礎を固めて、なお建設事業を進めようという形で、合併の有無にかかわらず事を考へざるを得ない。その点は当然そうだろうと思います。それでござりますから、不幸にして赤字を多くかかえているものは、赤字の方が多いのは、建設事業をやつたさいの方が多いからだらうと思います。いずれにせよ、そういうところでは直ちに赤字の上塗りになるよう仕事はできにくいということは私もその通りだと思います。しかししながら再建団体になつたからといって、建設計画が全部無視され、トップされるかといえばそうではないのでございまして、再建計画上許される限りは建設計画もやっていく。そのスピードが落ちるということはその通りでございます。これはいなみも何ふいたしません。

再建をするのが当然だし、そういう結果になるかもしないとか、理屈だけではしようがない。われわれが町村合併促進をわざわざ立法をしてやったのは、合併をして地方の行政面において、サービスの面においても、相当な躍進があるのだ、向上があるのだ、しかもいろいろな住民が願つておるような建築計画も進むのだから、というようなことで、少くとも議員としてもわれわれはそういうことを期待しつつあの立法をしたはずなんです。ところがいかなる事由によるにもせよ、結果としてはそれが完全にくずれ去っているという事実はどうも認めざるを得ないのです。ただ町村数が減つた、数が減つたということなんですか。それ以外に、一体町村数の減るところが政府のねらいだったのではないですか。それ以外で、住民がどうあらうともそんなことはおきません。かまいませんといふように、今までの小林さんの毎国会の答弁を聞いてみると、そういうふうに聞えるのですが、どうですか。

れは個々の町村の問題でありまして、そういうこともあります。しかしながら税金の問題にしまして、税率の高いところと低いところとあれば、高いところなどは大てい調整されて低くなっているはずでござります。そのままのところは一應そのままの態勢になつておりますが、そういうところはバランスがとれるように全体の近隣の住民が均衡のとれた税を納めるようになりますのでござりますから、これもさきめて合併による一つの大きな効果だろうといわざるを得ないのであります。合併したから税率を上げたというようなことは合併のせいでは必ずしもない。そういうところはほとんどないと思いますが、この間をとるからバランスがとれるようになつたということはあるうと思います。

もう一つは建設計画も合併したらとたんに、住民の需要している一切の建設事業が立ちどころにでき上るということは、もちろんありようがない話でございまして、一切の保健、衛生から文教、社会事業、土地改良全部の仕事が、とたんにでき上つてしまふような事態は、もちろん國の力からいつても県の力からいつても、どんなに金持の県であろうと國であろうとできるはずはないと思います。しかしながらともかく従来の小さな町村ではやりようがない、やりにくい仕事についてはやる可能性が生じ、しかもそのやる可能性が逐次実現されていくということが、だんだんでき上りつてあるということは間違いないのですございまして、私は合併の効果というものは、いわばそういうことを言うのであります。したために直ちにすべての施設がよく

なるとは思いません。またそういうことは夢のような話でございます。しながら從来の町村のままではなかなかにくかったことが、逐次できていくようになります。町村の個々の問題については、ある程度の時間をかけながらながめていかなければなりません。そんなに一切の問題が立ちどろいて解決するくらいなら、毎年々々国会自身が予算をめぐって驅ぐ必要はないのであります。そのところを御守り、承願していく必要があるのではないか。しかし住民は思つておったようなことがすぐできぬという不平不満があることは事実だと思いますから、その不平不満を逐次合理的に調整していく必要があります。それがわれわれの考え方であります。またおそらく大半の市町村の考え方も、そういうところにあるのであります。そのため市町村としても一段の援助協力を願つてゐる。そういうことを少しでも促進できる方策をわれわれも進めたい。そこで今度の法案といふのも、もっぱらそういうことを進めるためのきっかけとして動かしていきたいというところでござります。

るのはこういう村においては、かくかくのところやつて非常に成功しているとかいうような、そういう全国的な資料を府県や何かにどんどん流しております。私は町村合併を阻害しているものは新しい法律を出して、それによってやるというのではなく、これまでの合併の実績なるものを、あなたの方が詳細にお調べになつて、どんどん啓蒙宣伝の方に回すといふことがなければ、さうぱり行き詰まつてそのままになると思う。そういう意味において、これまでそういう面の努力を、ほんとうに積極的になされておりますか。またそれが府県の段階においてとどまつているのではないかと思いますが、どうですか。

○小林(異)政府委員 これは中井委員のおっしゃいました通り、われわれとしても、抽象的な方針とか対策とかよりも、実物というか、現実の姿のモデルが一番適当だと思うのであります。して、そういう考え方で、優秀合併町村の事績を明らかにして表彰も行えば、そういういろいろなパンフレットその他流しもしております。個々の府県においても、モデル市町村を作らせて、そういうもののモデルとなるべく他の市町村に見せたいといふ気持ちだけのことはやつております。ただその仕事も、こちらもごたごたしておりますから、なかなか百パーセント思うようには行つております。これはわれわれもやっておりました。それから市長会なり町村会あたりでも、それぞれの分野で御協力を頼つて、できるだけパブリック・リレーションというものを広範にやりたいたいと考えております。なお合併に伴う住民

の世論調査のようなものも実施を願って、結果はまだはつきりしたものをおりませんが、そういうことで、おきるだけのことはわれわれとしてやりたいと思います。今までのとこでは、正直に申しまして、北山委員のしゃかりの通りになるかもしませんが、合併する方に忙しくて、あととのところには十分に手が回らなかつたところですが、各府県においても実情だろうと思います。しかしそれぞれの府県でも、合併の目的が大半達したところには、去年あたりから、新市町村の実能調査を基礎にして、その運営を推進していくというので、手をつけておる県も次第にござります。そういう方向に本年度はぜひ強く行かなくてはいかぬ、こういう考え方であります。

いし三割上げるというふうな行政措置をやりました。当時私どもは大いに憤慨をしたのであるが、法律としては百分の一・六を一・五にし、一・四に対する、二年間でもって一割五分下げるといつておきながら、行政措置において二割三分ないし三割上げる。でありますから、合併する、せぬにかかわらず、全国一齊に、特に市町村は、税金を上げました。この説明さえついてない。従つて住民は全部、あれは合併による増税だと、これは百人のうち十五人まではそう了解しておる。これは仕方がないから、せめてそういうものの解説だけでもやつておかぬことには、私が、あのときは塚田君だつたが、私は塚田君の失政であろうと思ふ。私は當時の——あのときは塚田君だけでもやつておかぬことには、合併すれば金が要る——そんなことはむちやくちやじやないですか。私は今税金の話が出来ましたからお尋ねするが、あのこと我が町村合併を阻害していることははなはだしいと思う。そこで、そういう説明さえなされておらぬで、しかもまだ少々残つておるから、強制的にやつてしまえということについては、僕たちは実は納得できないのです。この点だけを一つ申し上げて、せめてそんなことだけでもやつておきなさい。どうして税金が上つたか、これは合併しない町村でも上つておる、こういうことだけでも言うておかぬことには、これが私は合併の一番大きな障害だと思う。

配りしてございますが、一番下に未合併町村が千九百という数字が四月一日現在で出ております。

○中井委員 その千九百のうちで、資料にあるだらうと思うが、住民の意思によってどうしても合併しにくいといふものよりも、むしろ私は指導に誤りがあった、それを強引に押しつけるから、どうもまくいかない——さつきの話に戻るが、あなたの方の指導が——しかしこれは責任は中央にはないと思う。私は府県だと思うが、府県段階における指導が非常に軽率であつて、そうしてがんばつてしまつて、その方の住民の意見をとんと聞かぬといふようなことが、こじれた根本原因である。そして首腦部だけに話をして、首腦部は県庁の顔色をうかがいながらやつてしまつた。ところが住民は聞かないう。よく考えてみると住民の方がどうも正しいのだ。そういう面が非常に多いのであって、ちつとも法律にどうこう法律に欠陥があるとすれば、予算の範囲内と書いてあるものだから、みんな金を出さないと、うごく行政指導において、あとは全く行政指導において非常な欠陥がある。それを九月三十日控えて今頃を洗い直して新しい考え方で行つたならば案外すぐと行くというような村が相当にあるのではないかと思うのであります。そこでこの千九百ある中で、ほんとうに指導に欠陥のあるものが、どれくらいあるか。その辺のところを概略わかつておれば、ちょっとお聞かせ願いたい。

○小林(與)政府委員 これはごもつと

もありまして、われわれの指導の至らぬところは、なお注意いたしますが、この未合併町村における合併が困難な事由というものを、お配りいたしました資料の十ページに——これも一

市町村の名称とか、役場等についての意見が分れておるもの、あるいは指導者に対する住民の不信、住民の感情的な対立、それから財政的に非常にアンバランスであるということ、それからどこと合併するかということについて意見が合わぬ、いま一つは自分で是が非でも独立していこうという意見がある、その他とどうようと書いてあります。もいろいろ議論があらうと思いますが、太体の傾向だけはうかがえると思ひます。もつともこの中には相当ダブつておるところもあるうかと思いますが、その点はお含み置きの上ごらん願いたいと思います。

○中井委員 関連ですからこれでやめますが、もつと迫力を持つて指導をやつてもいいらしい。それからその地区には地区的特殊事情があります。特にこのことは私は申し上げておきたいのですが、それはお舍み置きの上ごらん願いたいと思います。

○中井委員 また、もつと迫力を持つて指導をやつてもいいらしい。それからその地区には地区的特殊事情があります。特にこのことは私は申し上げておきたいのですが、それはお舍み置きの上ごらん願いたいと思います。

○北山委員 先ほど小林君は、そんなだが、関西地方では問題はほとんど表に出すに片づいて、出すにはおりますが、例の部落の問題があります。このことは私は申し上げておきたいのですが、それはお舍み置きの上ごらん願いたいと思います。

○北山委員 先ほど小林君は、そんな効果のない法律なら何も国会が騒いでいるのではありません。法律が悪いのかあるいは行政指導が悪いのか、その点をはっきりしてもらいたい。

○小林(與)政府委員 私は法律が悪い議をしたからといって、これは効果のある法律とは限つておらない。しかももいけないのであって、これはかかるに問題が合併に関連して非常に手間がかかり。そういうものを強制的にやっておられるが、例の部落の問題があります。このことは私は申し上げておきたいのですが、それはお舍み置きの上ごらん願いたいと思います。

○北山委員 今日は時間が過ぎておりますからこの程度にいたしますが、自治府の気持は私はわからぬわけじゃないので、この町村合併に伴う必要な予算は十分取りたかったに違いない。それが、いろいろな国の大きな政策なので、あるいは財政の関係で取れなかつたというのが実情じゃないかと思うのです。従つて、諸条件を考えて、今後町村合併について、どの程度の財政的な裏づけというか援助をやり得るか

もお手伝いをしますから……。そのことと、それからこれまでの状況を見ておると、中央も、特に地方においては苦歩いておる。そうして時の知事その他

のスタッフも欲を出しました。この欲がちょうど小選挙区法案のちょっと十

歩いた。それからもう一つは、合併の三年計画を作るが行き過ぎだ

しょ。あんなものは法律の中にも何

も持つておらない。だから紛争が起きてきたときにこうすればいいのだとい

て何千町村と、何うな計画を作つてしまつた。それからもう一つは、合併の三年計画を作つておる。その度に合併をしたら、最も合

理的であるかという基準を政府も府県

にものさがないということなので、政府も持つておらない。だから紛争が起きてきたときにこうすればいいのだとい

て何千町村と、何うな計画を作つてしまつた。それからもう一つは、合併の三年計画を作つておる。その度に合併をしたら、最も合

理的であるかという基準を政府も府県

が決定をしたわけでございますし、な

お合併の指導方針と申しますか、指導要領のようなものも町村合併推進本部

にかけてきめておるのであります。なお足らぬところは、

も十分であるというおしかりは重々受けなければなりませんが、われわれとしても実はできるだけのことはやって参ったのであります。なお足らぬところは、一そく努力いたします。

それから基本的には財政的な裏づけが不十分だったということは事実でございます。その点はわれわれとしても率直に認めるのでございまして、不十分ではあるが、全くそのかいもなかつたかということはももちろん言えません

が、ああした时限法ができますれば、

合併の三年計画を作るが行き過ぎだ

というようなお考えもございましょうが、ああした时限法ができますれば、

合併の三年計画を作るが行き過ぎだ

ということを基本にして、この町村合併の今後の方針を立ていかなければならぬ。小林さんが言うように、ただ法律の筋が通っていく、理屈がつくというだけでは、ほんとうの行政にはならない。それでは昔の、強権的にものを持つていこう、そして実態を無理にもそれに当てはめていこうというような不合理の政治になってしまふので、

政府としては今後町村合併に対しても、財政的な関係においてどれだけのものがやり得るかといふこととの関連において、考えていかなければならぬし、われわれとしても、そういうことを考えた場合においては、今までの町村合併を振り返ってみて、この新市町村建設促進法案のよう、今までの惰性を強行するような考え方にはどうしてもなり得ない。そこで、それらの点につきましては、資料もいただきましたから、よくこれは調べて、さらにお伺いをしたいと思います。

○小林(奥)政府委員 さつき数字の御質問がありましたので、その点だけを御報告申し上げておきます。合併計画建設事業費総額の事業費別の内訳を申し上げますと、役場費——これは庁舎の建築費だらうと思ひますが二百八億、消防費百二十八億、土木費九百九十一億、教育費八百六十一億、社会及び労働施設費四百九十四億、保健衛生費五百十八億、産業経済費六百七十億、財産費十二億。

なおこれについての財源の内訳でございますが、こういう数字が一応出ております。三十年度から三十五年度までのなかで、総事業費三千四百九十二億という数字を基礎にして出したものですが、国庫が八百七十五億、地方債が

千二百二十五億、府県負担が二百七十二億、自己負担が千百二十億、これは計画上の数字だけを御参考に申し上げておきます。

○大矢委員長 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしておきます。次会は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会